

第3章 東京都健康推進プラン21（第二次）の中間評価

第1節 中間評価の目的

中間評価は、策定時に設定した総合目標、分野別目標及び指標について、現時点での達成状況や関連する取組の状況を評価するとともに、目標達成に向けた課題を明らかにし、今後の施策に反映することを目的としています。

第2節 中間評価の方法

プラン21（第二次）を着実に推進することを目的に設置した「東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議」¹の下に、「中間評価部会」と「施策検討部会」を設置し、中間評価及び今後の施策の検討を行いました。

中間評価に当たっての基本的な考え方として、分野ごとに指標の達成状況の評価を行うとともに、指標の推移についてグラフ化するなど、“見える化”する工夫を行いました。また、評価結果を踏まえて、社会状況の変化等も見据えながら、重点的に取り組むべき課題を整理し、取組の方向性を示しました。

1 指標に対する現状値の評価方法について

プラン21（第二次）で設定した指標の動きを記載するとともに、数値の変化がわかるグラフ等を合わせて記載しました。また、性別や年代などで数値に差が見られるものは、それらの特徴を踏まえた分析を行いました。

評価に当たっては、プラン21（第二次）策定時の指標数値（以下「ベースライン値」という。）と現状値とを比較するとともに、上記分析を踏まえ、現状値が「指標の方向」に向けて、改善したか、変わらなかつたか、または悪化したか等を簡潔に記載しました。

評価区分は、総合目標指標については「A（改善）」「B（不变）」「C（悪化）」の3段階で、分野別目標指標については「a（改善）」「b（不变）」「c（悪化）」「—（評価不能）」の4段階で判定しました。

¹ 東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議：プラン21（第二次）を着実に推進し、計画の実効性を確保するとともに、その推進にかかる関係者間の連携・協力を図るために設置された会議体。厚生労働省が定めた「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」第三の7において、都道府県や地域単位での設置が規定されている、地域・職域連携協議会の機能を併せ持たせている。

＜総合目標指標の評価区分と判断基準＞

区分	評価内容	主な判断基準
A	改善	ベースライン値から現状値までの数値を比較するとともに、指標を評価する上で必要な分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して、指標が改善傾向にあると判断されるもの
B	不変	ベースライン値から現状値までの数値を比較するとともに、指標を評価する上で必要な分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して、指標がおおむね不变だと判断されるもの
C	悪化	ベースライン値から現状値までの数値を比較するとともに、指標を評価する上で必要な分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して、指標が悪化傾向にあると判断されるもの

＜分野別目標指標の評価区分と判断基準＞

区分	評価内容	主な判断基準
a	改善	ベースライン値から現状値までの数値変化の割合（増減率）が、指標の方向に対して +5 %超
b	不変	ベースライン値から現状値までの数値変化の割合（増減率）が、指標の方向に対して ±5 %以内
c	悪化	ベースライン値から現状値までの数値変化の割合（増減率）が、指標の方向に対して -5 %超
—	評価不能	ベースライン値から現状値までの数値変化の割合（増減率）の比較ができない等、指標評価が困難

1 2 指標評価を踏まえた今後の取組の方向性について

2 指標の改善状況を踏まえ、現状・課題を整理するとともに、今後、充実・
3 強化すべき施策について、取組の方向性を示しました。

4 なお、取組については、平成 24 年に策定された、国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」²（以下「健康日本21（第二次）」という。）の考え方に基づくとともに、都の関連計画である「東京都保健医療計画（平成30年3月改定）」³、「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」⁴、「東京都歯科保健推進計画『いい歯東京』」⁵、「第三期東京都医療費適正化計画」⁶、「東京都食育推進計画」⁷、「東京都アルコール健康障害対策推進計画（平成30年度末策定予定）」⁸、「東京都自殺総合対策計画」⁹、「都立学校における健康づくり推進プラン」¹⁰、「第7期東京都高齢者保健福祉計画」¹¹等との整合性を図っています。

13 また、各指標の評価結果を踏まえ、領域ごとにも総括的な評価を行いました。

² 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））：健康増進法第7条第1項に基づき策定され、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めた「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」を平成24年に全部改正したものを指す。この改正後の方針がいわゆる「健康日本21（第二次）」とされている。詳細については、第5章「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月10日 厚生労働大臣告示）」参照。

³ 東京都保健医療計画（平成30年3月改定）：医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく「医療計画」を含む、都の保健医療に関し施策の方向を明らかにする基本的かつ総合的な計画（計画期間：平成30年度から平成35年度（2023年度）まで）。

⁴ 東京都がん対策推進計画（第二次改定）：がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条に基づく都道府県計画として策定された、がんの予防から治療、療養生活の質の向上に至るまでのがん対策に関する総合的な計画（計画期間：平成30年度から平成35年度（2023年度）まで）。

⁵ 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」：歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第13条に基づく都道府県計画として、歯科口腔保健の推進に関する方針、目標、計画等の基本的事項を盛り込んだ歯科保健医療の総合的な計画（計画期間：平成30年度から平成35年度（2023年度）まで）。

⁶ 第三期東京都医療費適正化計画：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条に基づく都道府県計画として、都民の健康の保持や良質で効率的な医療提供体制の確立及び介護サービス基盤の充実等に向けた取組を推進することにより、都民医療費の適正水準の確保に資することを目的とした計画（計画期間：平成30年度から平成35年度（2023年度）まで）。

⁷ 東京都食育推進計画：食育基本法（平成17年法律第63号）第17条に基づく都道府県計画として、都民一人ひとりが生涯にわたり健全な食生活を実践することができるよう都における食育を推進する計画（計画期間：平成28年度から平成32年度（2020年度）まで）。

⁸ 東京都アルコール健康障害対策推進計画（平成30年度末策定予定）：アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第14条に規定する都道府県計画として、都におけるアルコール健康障害対策を推進することを目的に策定された計画（計画予定期間：平成31（2019）年度から平成35年度（2023年度）まで）。

⁹ 東京都自殺総合対策計画：自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第1項に基づく都道府県計画として、関係機関・団体との連携・協力の強化を図り、総合的・効果的な自殺対策をより一層進めていくことを目的とした計画（計画期間：平成30年度から平成34年度（2022年度）まで）。

¹⁰ 都立学校における健康づくり推進プラン：都教育委員会が平成16年度に策定した「都立学校における健康づくり推進計画」を改定したもので、都立学校の全ての教職員が、健康課題を総合的に理解し、組織的で具体的な取組が可能となることを目指した体系的な計画（計画期間：（平成26年度から平成35年度（2023年度）まで）。

¹¹ 第7期東京都高齢者保健福祉計画：老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく都道府県計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく都道府県計画を合わせた、都における高齢者の総合的・基本的計画（計画期間：平成30年度から平成32年度（2020年度）まで）。

1 **第3節 総合目標及び分野別目標の中間評価**

2 総合目標及び分野別目標の評価は、以下の構成としています。

3
4 <総合目標>

5
6 **【望ましい姿】**

7 当該目標における、健康づくりの取組が進んでいる状態（望ましい
8 姿）を記載しています。

9
10 **【指標の達成状況及び評価】**

11 当該目標における指標の推移と指標の達成度について評価（3段階）
12 を記載しています。

13 また、指標数値の変化が分かるようグラフ等を掲載し、評価を判定
14 するに当たっての考え方等について記載しています。

15
16 **※ 健康寿命の指標について**

17 総合目標の指標である、65歳健康寿命（東京保健所長会方式）
18 には、介護保険の要支援1以上の認定を受けるまでの期間を用いた
19 結果と、要介護2以上の認定を受けるまでの期間を用いた結果の2
20 種類があります。

21 中間評価に当たっては、要介護2以上の認定を受けるまでの期間
22 を用いて¹²評価・分析を行っています。

23
24 <分野別目標>

25
26 **【望ましい姿】**

27 中間評価における検討状況や近年の社会構造の変化等を踏まえ、当
28 該分野における、健康づくりの取組が進んでいる状態（望ましい姿）
29 を記載しています。

30
31 **【これまでの主な取組】**

32 当該分野における、都の健康づくりに関するこれまでの主な取組に
33 ついて記載しています。

12上木隆人,東京都市区町村の健康寿命算出の行政的検討.日本公衆衛生雑誌.2008;55(12):811-821 東京保健所長会方式では、要介護2以上の認定を受けるまでの期間を用いた結果を65歳健康寿命の主たる指標と定めている。

1

2

3 **【指標の達成状況及び評価】**

4 当該分野の指標について、プラン21（第二次）策定時のベースラ
5 イン値及び中間評価時の現状値、増減率（※）、達成度の評価（4段
6 階）を記載しています。

7 また、指標数値の変化がわかるよう、適宜グラフ等を掲載し、評価
8 を判定するに当たっての考え方等について記載しています。

9

10 **※ 指標数値の増減率**

11 ベースライン値から現状値までの数値変化の増減割合を%で
12 示しました。

13

$$14 \text{ 増減率} = (\text{現状値} - \text{ベースライン値}) / \text{ベースライン値}$$

15 △：指標の方向に対して、正の方向に増加

16 ▽：指標の方向に対して、正の方向に減少

17 ▲：指標の方向に対して、負の方向に増加

18 ▼：指標の方向に対して、負の方向に減少

19

20 **【参考指標の数値の推移】**

21 当該分野の参考指標について、プラン21（第二次）策定時のベー
22 スライン値及び中間評価時の現状値を記載しています。

23 また、参考指標数値の変化がわかるよう、適宜グラフ等を掲載し、
24 参考指標の傾向等について記載しています。

25

26 **【現状と課題】**

27 指標の評価や参考指標の数値の推移等を踏まえ、当該分野における、
28 現状と課題について記載しています。

29 また、その他参考となる情報やグラフがある場合には、追加して記
30 載・掲載し、現状と課題に反映させています。

31

32 **【取組の方向性】**

33 現状と課題を踏まえ、当該分野における、今後の健康づくりに関する
34 施策の方向性を記載しています。

35

36 **【最終評価に向けた目標・指標等の見直し】**

37 最終評価に向けて、当該分野の目標及び指標（参考指標）の見直し
38 を行った場合、見直し後の目標及び指標（参考指標）とその理由を記
39 載しています。